

「(仮称)習志野市こども計画」への子ども・若者の意見反映について

(1) 子ども・若者の意見聴取

こども基本法

こども等の意見の反映(法第11条)

こども施策を策定・実施・評価するに当たり、施策の対象となるこどもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることとする

(2) 意見聴取の手法の検討

対象	手法	アンケート調査	意見交換(対面)		Web	パブリックコメント
			(こどもの居場所等)	(こども施策全体)	こども施策等に対する意見	こども計画(案)に対する意見
小学生		全数	地域 NPO 法人	—	△	子ども・若者を問わず全世代を対象(市内在住・在勤・在学)
中学生		全数	—	○	△	
高校生相当		無作為抽出	—	—	○	
大学生 ~29歳		無作為抽出	—	—	○	

※様々な手法の選択肢・意見を言いやすい環境を設定

(こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究報告書 概要版)

各手法の概要

アンケート調査	【子ども・若者・子育て支援等に関する実態調査】 ・生活実態の調査のほか、市への意見・要望等の設問を設定するため、小学生・中学生全員に意見表明の機会
意見交換(対面)	【こどもの居場所等】 ・アンケート調査では、十分な意見表明が難しい子もいる小学生を対象 ・地域でのこどもの居場所づくりに貢献されている NPO 法人との連携等
	【こども施策全体】 ・アンケート調査の補完として、こども施策に対する率直な疑問や提案が期待できる中学生を対象 ・各中学校から希望者を募集等
Web	【こども施策・若者支援・少子化対策に対する意見】 ・市ホームページ上で、こども施策・若者支援・少子化対策に対する意見・要望等を募集(設問を設けない自由意見) ・アンケート調査で無作為抽出となる高校生相当以上の意見表明を補完 ・子ども・若者(~29歳)のうち、自由に意見表明できる高校生以上を主対象